



まる新聞

まる新聞

171号 2024年12月27日 発行=村田みけこ

裁判報告 ② 伊方原発差し止め請求

原発沖600mにある中央構造線は活断層なのでは?

くみこ 2017年に原告団に入りましたが、準備書面はあまり入手してないし、コロナの4年間は全く傍聴していないので、今号は、今年印象に残った問題に絞ってお伝えします

みけこ 5月はプレゼン、6月から証人尋問が始まりました。6月は原告3人による本人尋問、7月は三次元探査の芦田譲氏、10月は火山学の巽好幸氏、11月は地質学の小松正幸氏と構造岩石学の早坂康隆氏。12月は四電側が四電社員の大野裕記氏を呼びました

くみこ 山口裁判の最大の争点は、中央構造線です。小松証人と早坂証人は、「中央構造線活断層が伊方原発の600m沖にある」と訴えて、山口、愛媛、広島、大分で差し止め訴訟を闘ってきた研究者です。今回証人となってくれた先生方はみなその道の第一人者ですが、新しい知見を吸収し謙虚に考えも変えていく、という姿勢が四電側と全く違って見え、ご本人を前にしなければ得られない感動を覚えました。「海底調査の最先端はすでに何十年も前から三次元だ」という芦田証人の訴えは直に胸に響きました。専門用語はあとで意見書を読みこまないと理解できませんが、「医療で言えば今は、レントゲンで分からぬものをMRIで見ようという時代。二次元と三次元の違いってこういうことか」と理解すると、痛快でした

◆「中央構造線活断層帯」と「地質境界としての中央構造線」がある?

みけこ さて、四電は原発の沖合8km辺りに中央構造線活断層帯がある、と言ってきてました=左図の白い海域に、四国北西部の陸域に平行して走る長く赤い線

前号に引き続き今号も、くみこが山口地裁岩国支部で傍聴する脱原発裁判を報告します。四国電力を被告として、174人の住民が伊方原発の運転差し止めを求めた山口裁判は11月に原告側の証人尋問を終え、12月に四電側の証人尋問を終えました。来年4月に結審、来年度中に判決の日を迎えます。

伊方原発 1986年着工、94年に営業運転を始めた3号機が稼働している。2011年の3・11当時の基準地震動は570ガル。原子力規制委員会の審査を経て16年に再稼働。現在の基準地震動は650ガル。

伊方原発をとめる山口裁判 山口県民らが17年3月に運転差し止めを求める仮処分を、12月に本訴を山口地裁岩国支部に申し立てた。地裁支部は19年に住民側の訴えを退けたが、即時控告審の広島高裁で20年1月に

運転を禁じる決定が出た。四電が申し立てた異議審で広島高裁は21年に決定を取り消した。本訴7年の間に弁護団事務局が把握するだけで7人の原告が亡くなられた。

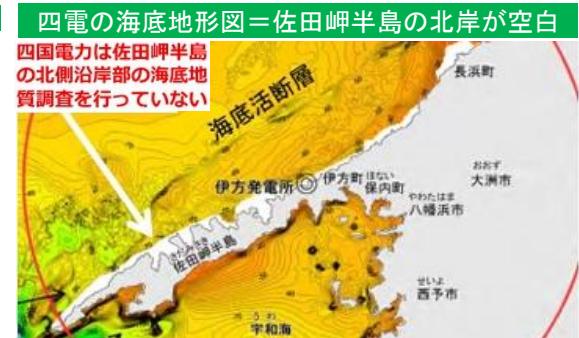
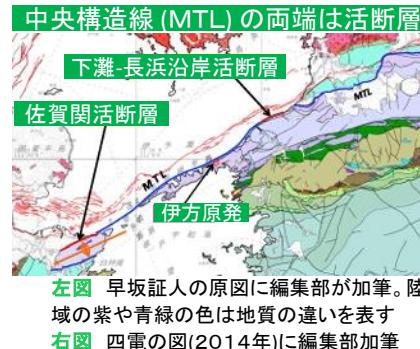
ほか3県でも 大分裁判本訴は、24年3月に住民側敗訴の地裁判決が出て、福岡高裁での控訴審に移った。広島裁判は18年の広島高裁抗告審で運転禁止の仮処分が決定したが、異議審で敗訴。本訴は25年3月11日に判決。愛媛裁判本訴も来年3月18日に判決。

くみこ そもそもひとつ、原発敷地から2km以内に「地質境界としての中央構造線」があることを認めています=左図の紫色の四国北部や佐田岬半島に沿って走る紺色の線MTL。ここが活断層でないことは、発電所周辺海域の音波探査により確認済み、というのが四電の言い分です

みけこ これに異を唱えているのが小松証人と早坂証人です。原発沖600mにある中央構造線が活断層の主断層であり、8km沖にあるのは従属する活断層帯だと主張しています
くみこ 四電は、原発が堅固な岩盤の上にあることを地域特性として耐震設計しています。が、早坂証人は、その岩盤は剥離し滑り落ちやすい、と言います。岩盤を戴せた地盤は、断層のこすれあいによってできたもろいダメージゾーンだ、というのです。そだとするとなら、堅固な地盤を前提として定めた原発の揺れの最大値(基準地震動)は、650ガルでは全く足りず、耐震性への信頼は覆ります

みけこ 京大などによる17年の調査では、四電の言う「地質境界としての中央構造線」が別府湾の「佐賀関活断層」とつながっていると確認されました。現在では、「地質境界としての中央構造線」の東西両端が活断層とつながっていると認められています=左図

くみこ 山口裁判の会は実は仮処分で1度勝訴していて、広島高裁は20年に運転差し止めを決定しました。理由は、「専門家の間でも意見が分かれており、沿岸部の活断層の可能性を否定できない」「四電の探査は、地震調査研究推進本部による中央構造線断層帯の長期評価(第2版)に採用されてい



ないからしても、不十分」というものでした

みけこ 高裁の運転禁止命令の意味するところは、止めて追加調査しない、という促しだったと私は思っています。でもそれに対抗して四電は異議審を申し立て勝訴。四電は調査をしないまま現在に至っています

◆二次元調査に頼らず三次元調査を

くみこ 四電が問題なのは、再稼働の認可を受けるための14年までしか調査せず、それも半世紀前に主流だった旧来の二次元探査で済ませたことです。中央構造線の調査解析を、四電は20年に「高橋ほか」の連名で雑誌に載せ、権威ある査読論文としました。前述の「長期評価」対策でしょうか、データは14年までの二次元探査の再録、使いまわします。6年もかけてナニやってんだか、と思います

みけこ 見解が異なるからこそ四電は地質境界としての中央構造線を三次元探査し、構造を知るべき、と言うのが芦田証人です

くみこ 四電作成の右図は、灰色部分が四国の陸域、黄色が海域ですが、佐田岬半島北岸と海の間に白い部分があります(印

刷すると見えにくい。ご容赦を)。ここについて芦田証人は「沿岸から約100mは全くデータがない空白部だ」と言います

みけこ 原子力規制委員会は厳格化した新規制基準の目玉として、原発敷地と近傍の地下構造を三次元的に把握するよう求めています。しかし「水平成層構造と認められる場合を除き」と抜け穴がついているのがミソです。四電の主張は当然「海底は水平」です

くみこ そこで面白かった一幕が、12月の四電側の大野証人に対する裁判長の補充尋問です。

証人 「複数の堆積層の境界が平らであることが、水平ということです」

裁判長 「海底が水平かどうかを知るために調査するのではないかですか」

証人 「内湾であれば水平だし、この湾は古くから調査をしています」

みけこ お答えが、かみあってませんよ~

くみこ 私は胃がん検査するならバリウムではなく断然、内視鏡です。四電の社員は二次元で命を守れるのか、と聞いてみたいです